

平成18年度第1回石狩市市民参加制度調査審議会

日 時：平成18年6月6日（火） 午後6時30分～8時55分

場 所：石狩市役所本庁舎5階 第1委員会室

出席者：石黒会長、角田副会長、青木委員、大森委員、沖田委員、越智委員、軒名委員、熊谷委員、
斎藤委員、長委員、椿委員、羽田委員、松尾委員、吉岡委員、丹羽委員

〈事務局〉：白井助役、佐々木部長、石澤主査、田村、小貫

傍聴者：0人

=====

【事務局：佐々木部長】

みなさま、本日はお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。私、企画財政部長の佐々木と申します。協働推進・男女共同参画担当の参事も兼ねさせていただいておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。これより平成18年度第1回の市民参加制度調査審議会を開催いたします。今回は委員改選後最初の審議会ということになりますので、委嘱状を席にお配りしておりますのでお受け取りくださいますようお願いいたします。また、後ほど会長と副会長を選出することになりますが、それまでの間は私が司会を務めさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。最初に助役からごあいさつを申し上げます。

【白井助役】

みなさまご苦労様でございます。本来であれば市長がごあいさつするところでございますが、公務のため代わって私から第3次石狩市市民参加制度調査審議会の委員委嘱にあたって、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。ただいまお手元に委嘱状を交付させていただきました。みなさまには何かとご多用の中、委員就任のご承諾をいただきまして心からお礼を申し上げるところでございます。

本市における市民の声を活かす条例は、全国に先駆けて行政活動の市民参加の手法を、総合的・包括的に定めた条例であることはご承知のとおりであります。この条例がスタートしてから4年が経過したところであります。この4年間を振り返ってみますと市民参加制度というルールができたことで市職員が市民の考えを意識しながら施策の企画立案をするようになってきたと感じております。また、こうした中でパブリックコメントなどで意見を述べる市民の方々については、まだ少ないという状況にあります。市民の側にはこうした先進的な条例のもとで市民参加を進めようとする行政の姿勢に対する信頼感や、自分たちも主体的にまちづくりを進めようという動きが着実に芽生え、また広がっていることもまた事実であります。このたびの市民参加制度調査審議会は市民と行政の間に立ち市民参加の仕組みを一層有効なものにするとともに、より深く浸透させる方策の検討をお願いしようとするものであります。過去の2次にわたる審議会から承った答申、提言につきましては市役所としても重く受け止めておましてひとつ一つのその対応を進めておりますが、時間を要しているものもでございます。例としては、今年度協働のまちづくりの理念やまちづくりの主体である市民の役割、権利、行政の活動原則などを定める自治基本条例の策定に着手いたしました。これも第2次審議会の提言を踏まえた取り組みでございます。また第2次審議会からは従前のような手続の実施状況に目を光らせることもさることながら行政活動の市民参加をより深めていくための議論を展開するような審議会運営についての問題提起も承ったところでございます。こうした点につきましては後ほどお渡

し申し上げます諮問内容でも考慮したところでございますが、この審議会でも十分な議論を尽くしていただければ幸いと考えるところであります。最後に本市における行政活動の市民参加は市がめざす協働のまちづくりを支える大切なしくみと考えますことから、4年間の運用実績を踏まえて、本市が目指すべき市民参加制度のあり方について新たな委員の方々も交えながら様々な視点から闊達な議論を展開されますことをご期待申し上げまして、これから2年間よろしく願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局：佐々木部長】

それでは、正副会長の選出に先立ちまして、今回新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、各委員に自己紹介をお願いします。青木委員から順にお願いいたします。

【青木委員】

花川南幼稚園の園長をしております、青木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【大森委員】

NPO法人こども・コムステーション・いしかりで理事をしております、大森です。

【沖野委員】

石狩消費者協会で理事をしております、沖野でございます。よろしくお願いいたします。

【越智委員】

私は石狩市連合町内会連絡協議会の副会長をしております、越智です。主に町内会活動の推進で代表してきたとご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【軒名委員】

石狩市文化協会の副会長をしております、軒名と申します。よろしくお願いいたします。

【吉岡委員】

市の職員という立場で行政管理課長をしております、吉岡と申します。よろしくお願いいたします。

【丹羽委員】

同じく市職員で、市民の声を聴く課長をしております、丹羽と申します。よろしくお願いいたします。

【角田委員】

角田でございます。私は石狩市内に住んでおりますけれども、3年前まで約36年間札幌市役所におりました。微力ではございますけれどもこの審議会に少しでもお役に立てればと思います。よろしくお願いいたします。

【石黒委員】

小樽商科大学の教授をしております石黒と申します。前回の第2次から委員をさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

【松尾委員】

松尾と申します。私は公募委員ですが、前回の第2次から引き続いて応募させていただきました。よろしくお願いいたします。

【羽田委員】

羽田と申します。私も一般公募枠で第2次から委員をしております。普段はNPO法人ひとまちつなぎ石狩の代表理事をしております。よろしくお願いいたします。

【椿委員】

花川北に住んでおります、椿と申します。前回に引き続いての公募で席を連らせていただいております。よろしくお願いいたします。

【長委員】

厚田で環境保全型の農業をやっております、長と申します。できるだけ田舎の声を届けたいと思ってまいりました。よろしくをお願いします。

【斎藤委員】

斎藤です。今回初めて公募しました。何もわからない中で公募してしまいまして、ちょっと心配ですけれども意見を言っていけたらと思います。よろしくをお願いします。

【熊谷委員】

樽川の熊谷と申します。私も今回初めて公募させていただきました。年が一番下ですが、小さい子どもがいますのでそのような点から何か意見が言えればと思っています。よろしくをお願いします。

【事務局：佐々木部長】

それでは事務局のほうですが、私、先ほども申し上げましたが企画財政部長の佐々木と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

【事務局：石澤主査】

企画財政部協働推進・男女共同参画担当主査の石澤です。どうぞよろしくをお願いします。

【事務局：田村】

同じく協働推進・男女共同参画担当の田村でございます。どうぞよろしくをお願いします。

【事務局：小貫】

同じく協働推進・男女共同参画担当の小貫と申します。どうぞよろしくをお願いします。

【事務局：佐々木部長】

自己紹介が終わりましたので、続いて正副会長を決めていきたいと思っています。正副会長の選出についてどなたかご意見ありませんでしょうか。

【椿委員】

私から提案させていただきます。会長に石黒匡人さん、副会長に角田義寛さんをお願いしたいと思います。

【事務局：佐々木部長】

ただいま会長に石黒匡人さん、副会長に角田義寛さん、学識経験でご参加いただいておりますお二人を推薦するというご意見がありましたが、その他ございますでしょうか。

= 「ありません」の声 =

【事務局：佐々木部長】

それでは、このお二方をお願いするということによろしいですか。では、よろしくをお願いします。それでは助役から石黒会長に諮問書をお渡しします。

= 諮 問 =

【事務局：佐々木部長】

なお、助役は公務のため退席させていただきます。

それでは石黒会長に就任にあたってのごあいさつをお願いいたしまして、そのあと引き続き議事をお願いいたします。

【石黒会長】

こんばんは。会長に推薦いただきまして、ご承諾いただきましたが、私は第2次から委員として参加しております。その時は副会長をやらせていただいたこともありまして、ご推薦いただいたと思いますが、第1次、第2次と佐藤先生が会長をなさいまして立派に運営されたのですが、佐藤先生に比

べますと非力かと思えますけれど、みなさんのご協力をいただきながらなんとか会長を務めさせていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきたいと思います。予定では本日は8時半くらいまでに終了することを目処としております。円滑に審議を進めるためにご協力をお願いします。

まずはじめに、本審議会の審議方法につきまして事務局から資料が出されていると思いますので、それについて説明していただきたいと思います。

【事務局：佐々木部長】

それではご説明を申し上げます。お手元に第3次市民参加制度調査審議会の審議方法についてという1枚ものの紙が行っているかと思えますので、そちらをご覧ください。この内容をご説明する前に、これまでの審議答申と絡んでいるものですから、配布しております資料の29ページ、資料7をご覧くださいと思います。まず、この内容から簡単に説明していただきたいと思います。

資料7はこれまでの第1次、第2次の審議会から答申、提言をいただいておりますが、その内容とその取組状況をまとめております。29ページから30ページにかけては、平成15年12月に第1次の審議会からいただいた答申、提言をまとめてございます。左側が答申、提言の内容で、この中ではパブリックコメントを行なったときに、意見を踏まえずに原案を修正したといったような例がありましたので、それについては全庁的にあらかじめ意志を統一したうえできちんとした原案作成を行なうべきであると、このときは制度が始まって最初の年であったことで、手続き上のミスも見られましたので職員に対する教育、研修、あるいはミスの再発防止策などを講じるべきであるという答申もいただいております。また、審議会においては公開で行なっている例が多いのですが、傍聴される方への利便の提供、あるいは傍聴される方の絶対数が圧倒的に少ないということで効果的なPRを検討すべきであるという答申もいただいております。これに対する取組としましては右側の欄にございますが、個別のアドバイスを行なっているほか、平成17年度には市長から全課長職を対象とした研修、あるいは指摘事項を踏まえてマニュアルを改訂するということ、さらに今年の4月には条例の内容やマニュアルの改正点につきまして庁内説明会を延べ8回開催しまして101人の職員が参加しましたが、そのようなことで周知を図っております。また、審議会に関することとしましては、公募委員を掘り起こすことと審議会への理解を深めるために、年度初めに一括して公募予定の審議会を公表しまして公募される予定のある方を事前登録していただき、審議会の個別のご案内を差し上げるという取組もさせていただきます。30ページでは同じく第1次審議会からいただきました提言の内容ですが、審議会についてのガイドライン、あるいは審議会委員の過度な掛け持ちや再任が見られますので、それらについての一定の線を出すべきだという提言をいただいております。これらにつきましては先月、審議会についてのガイドラインを作成しまして、この中で審議会の性質に応じた運営方法ですとか、掛け持ちや再任の基準を設定しております。ガイドラインにつきましてはすでにみなさんに郵送でお配りしております。同じく審議会委員の報酬のあり方についても検証、改善が必要だという提言をいただいておりますので、これにつきましては今年度から始めます行革大綱の中で検討を進めるということで動いております。また、パブリックコメント手続きにつきましては、一般的には広く市民から意見をいただくという手続きですが、テーマによっては特定の関心層に重点的に働きかけたり、小規模なパブリックコメント手続きと言っておりますが、これも同様に関係の深い方々に個別にご案内するような取組も必要であろうという提言をいただいております。これにつきましては、個別相談でのアドバイスをするとともにマニュアルを改訂してパブリックコメントのテーマに関連する団体には別途その団体から意見を聴く機会を設けたり、あるいは施設に係る案件でパブリッ

クコメントをやる際にはご案内を対象の施設に掲示して、できるだけ関心のある方への周知を図るような運用をしてきております。

また、パブリックコメント手続きを全庁的な立場で推進、調整するような組織を設けるべきだと、あるいは具体的には広報情報公開部門と広聴市民参加部門の統合などが必要なのではないかというようなご提言もいただいておりますが、これにつきましては協働と市民参加を両方一体的に進めていくという観点から、昨年の10月から協働推進・男女共同参画担当が市民参加制度を担当することになりました。また、パブリックコメント手続きに関しましても私どものところで庁内各部からの情報を集約して、私どものところが情報の公表をしていくように一元的な管理運用をしていくように改善をいたしました。平成17年3月は第2次審議会から2回いただいているうちの1回目です。一番大きな指摘としてはパブリックコメントをいただいても、その中には求めている内容と違う意見、どちらかという提言的なご意見が入っているということについて、簡単に切り捨てるのではなくて一部分でも活かすように市役所の中できちんと検討すべきであるご提言をいただきました。これにつきましてはパブリックコメントの情報の一元化に伴いまして、すべてのご意見は私どもの所を通ることになりましたので、その中で私どもから所管課に注意を促すような運用をさせていただいております。31ページで第2次審議会の最終答申、最終提言の内容にいきます。ひとつはパブリックコメント手続きの活性化についてですが、これは第1次の審議会からもご提言をいただいておりますが、この時点ではしっかり実行されていなかったというご指摘を受けております。そういうことで先ほども申し上げましたが、マニュアルを改訂するとともに職員に対して周知を図ってきております。また、パブリックコメントの意見をより多くいただけるために、過去にご意見をくださった方に対して個別にご案内をさし上げたり、パブリックコメントをやっている期間中にその案件についての説明会も同時に開催して、より意見を出しやすい環境をつくっていくこともしてきております。審議会などの開催については事前に日時や場所、案件などを公表するというようになっておりますが、直前にならないと公表されないというケースがいくつかありましたので、これにつきましても研修や説明会を開催して各所管の注意を促すとともに、われわれの情報一元管理によって情報発信の遅れができるだけ出さないような運用をしてきております。

前置きが長くなりましたが、ここからが今回の審議方法についての関係になります。第2次の審議会の中では、審議会の会議録の作成についてひとつ話題になりました。その中で全文を筆記するのか要点だけを記録するのか、また発言内容は極力録音をして必要な期間中は保管することをルールにするということ。さらに会議録の内容を確定する場合には事務局の一任が比較的多くされていたことがわかりましたので、そういうことはなるべくしないようにということで、こういうことを踏まえたうえで各審議会でするのかを考えるべきであろうというご提言をいただいております。それと同様に予定の回数で審議が終了しない場合ということが稀にありますが、その場合、事務局の柔軟な運営方法の統一的なルールを検討してくださいというご提言をいただいております。これにつきましては右側に書いてありますが、平成17年度末のマニュアルの改訂でこの点について明記をして、審議会ごとにすみやかにルールを作ってくださいということで全庁的にお願いをしてきております。それを踏まえてこの市民参加制度調査審議会でもひとつルールを作っていこうというのが1点でございます。もう1点は第2次まではどちらかというと手続が適正に行なわれていたかどうかについて重点的に審議をされていた訳ですが、単に手続の評価だけではなくて行政活動への市民参加をいかに深めていくかということの検討もすべきであるというご提言もいただいております。そのためには運用の評価を簡略化するなどこの審議会における審議の比重も変えていくことも検討すべきであるというご提言

もいただいております。これと同時に市民活動への市民参加について定める条例や市民参加の共通理念、今の私どもの条例というのは行政への活動についての市民参加を決めていますが、それ以外に市内に様々な市民活動があって、その市民活動というのもまちづくりへの市民参加のひとつの形態ですから、そういうものをオールトータルで理念的に決めていくような条例のあり方というものが必要ではないかというご提言をいただいております。このご提言を受けまして先ほど助役のあいさつにありました、自治基本条例の検討に着手したところです。お手元に自治基本条例市民会議のメンバー募集という紙があるかと思えます。今月の16日までこの条例の骨格というか、条例にどのようなことを盛り込むかということをしてできるだけ多くの市民の方々に参加していただいた会議の中で、考えていきたいと思っております、その募集をしておりますので、もしこのメンバーの中で自治基本条例に関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、ぜひご応募をお願いしたいと思います。これは審議会ではありませんので、手を上げた方は誰でも全員にメンバーになっていただくという考え方です。ただ報酬などはお支払いしないということになります。

本題に戻りまして、第3次市民参加制度調査審議会の審議方法についてという紙に戻っていただきたいのですが、これは事務局としての案ですので、これを基にして審議会の中でどういう方法にするかをご検討いただきたいと思えます。1点目としてこれまでメインでありました市民参加手続の実施運用状況の評価についてですが、これについては第2次の提言を踏まえまして、評価に関する審議の比重を若干下げるという方向で考えてはどうかと思っております。具体的にはこれまでであれば毎年前年度の市民参加手続の実施状況の評価をお願いしております、この審議会は任期が2年ですから、任期中に2回諮問をして、それに対して毎年度答申をするという流れで来ておりましたが、これからは1回最初に諮問をして答申も1回と、ただこちらのほうからは前年度の市民参加手続の状況は都度資料をお出ししますのでそれをご検討いただきまして、必要であれば中間で答申をしていただくというようなこと。具体的な進め方としてはこれまで事務局でこれは問題があったのではないかという観点からピックアップした事例について、それが本当に問題であったのかをご確認願うと同時に再発防止にどういう手立てが必要なのかをこの審議会でご検討いただいておりますが、これからは事務局のほうで再発防止に必要な手立てまで検討しまして、それも一緒にお示した上でその内容が妥当かどうかをご検討いただければ、この手続の実施運用状況の評価については前よりは審議の負担が軽減されるのではないかと考えております。2番目で制度の改善に関する事項ということですが、行政活動への市民参加をより深めていくという観点から、4年間運用してみてその運用の実績を踏まえてより実態にあった制度にしていくという観点で必要な見直し点をご検討いただいております。具体的な検討手順としては、最初に市職員のアンケート、これについては後ほどご説明しますが、これに加えて市民の中の手続に参加してくださった方、具体的には審議会の委員であったり、パブリックコメントに意見を出してくださった方などにアンケートを行ないまして、現実には今の制度でどのような改善点があるかという課題を抽出していく。抽出した課題はいろいろ多岐にわたると思えますので、その中からいくつか重点的に改善を要する事項、改善の方向性、これらをご検討いただくということ。3番目はもしも時間的に可能であれば、具体的な市民参加制度の事例をケーススタディとして取り上げて、例えば情報提供の時期や内容、市民参加手続の手法の選び方がどうだったかなどを詳細に検討して、その中で運用上の改善点があればそれらについてご検討いただくという内容で審議していただいておりますというふうに事務局のほうでは考えました。

また、裏面をご覧いただきたいのですが、先ほど申し上げましたように、議事録の作成方法についてこの市民参加制度調査審議会としてのルールを作るということが求められています。これまでの運

営ルールをここに書いておりますが、議事録については全文を記録する、要点だけを書くのではなく、発言いただいた内容は基本的にそのまま議事録とする。2番目は議事録の内容は事務局のほうでテープから起こして文書化した後で、出席した委員全員にご確認をいただくこと。3番目としてそれらの確認が終わった後、会長に署名をいただいてそれによって議事録が確定するというルールでやってきております。ふたつ目として傍聴者の方が見えられたときには傍聴された方から書面で意見を提出していただいております。これによって審議会の審議内容をよりご理解いただけるとともに、傍聴していて何か気づくことがあれば、それを出していただくことで審議をより充実させていけるのではないかとことを狙ってやってきております。これらのルールをこれまでどおりでよろしいかを改めてこの場でご確認いただきたいと考えております。大変長い説明になりましたが、この場では審議方法をどうするか、この審議会の運営ルールをどうするかという2点についてご検討いただきたいと思っております。

【石黒会長】

この第3次から委員になられた方には事前に勉強会があったと聞いておりますが、それを聞いてもすぐにイメージはしにくいと思いますが、今説明があった点について、話がわからなかったとか確認したい点がありましたら遠慮なくお聞きいただきたいと思っております。特にないようですね。それではここで決めなければいけないのは、第3次の審議会の審議方法と運営のルールです。運営ルールについて先にやったほうが良いと思っておりますので、議事録の作成については今までは全文を記録し、その内容を全員で確認すると、そして確認終了後、会長が署名して議事録を確定するとしておりましたが、この点では何かご意見等がありますか。これからは記録をとる関係で、私が指名しましたらお名前を言ってから発言をお願いします。

【長委員】

議事録の作成についての時間的なスケジュールはどうなっていますか。

【事務局：佐々木部長】

内部的な目標として、概ね1月以内に作成するという運用をしております。

【石黒会長】

前期のやり方では事務局のほうでテープから起こしたものを送っていただいて、それぞれ見た上で問題点があれば指摘し、全員がこれでよろしいとなった時点で私が確認して署名ということで進めてきたのではないかとと思いますが、期間的にはだいたい1ヶ月以内ということでしたね。

【事務局：佐々木部長】

はい。それを目標にして。

【石黒会長】

ほかに、ございませんか。

【大森委員】

私は今回が初めてですので、インターネットでこの審議会の議事録を開いて読みましたが、議事録全文記載というのはとても良いと、どなたがどういう意見を持っていられるかということもよくわかりますし、ぜひこれは続けてほしいと思っております。

【石黒会長】

ほかに、ございませんでしょうか。それでは今までと同じやり方になりますが、全文記録で全員で確認するという点で議事録を作成していきたいと思っております。

次は傍聴者から書面で意見の提出を認めるという点ですが、これはしたくない人は特に何も出さな

くても良くて、何か意見のある人はどうぞということですね。何か、この点についてはご意見、ご質問はありませんでしょうか。それでは、これにつきましても意見提出の希望がある方については提出していただくということとして進めさせていただきます。

それでは、表に戻りますがこの第3次の審議会の審議方法についてですが、先ほど説明があったとおり、第1次、第2次とやってきた中で、手続きの細かいところに時間をとられすぎて、この制度の改善すべき点などの検討に時間を取れなかったということもあって、やり方を変えた方がよいのではないかということが第2次の審議会での提言です。この審議会の役割として、市民参加手続きの実施運用状況の評価があるわけで、それはもちろんやりますが、比重をもうひとつのほうの市民参加制度をよりよい内容とするための改善方策について検討し、提言するというところに今期は比重を大きくしたいということで、第2次に参加されていない人はイメージしにくいところはあると思いますが、2年間の任期ですが、2年間を通して最後に今言った点に比重を置いた答申をするということのために、具体的な進め方としては、アンケートから問題点を抽出して、もちろんそのアンケートには私たちも参加できますし、アンケートを出さないでこの場で意見を出すこともできます。そういう問題点をそこからピックアップしてそれに対する改善点を提言することを中心として進めていってはどうかということですが、ご意見、ご質問があればお出しいただきたいと思います。

【松尾委員】

私は第2次の審議会にも参加させていただいておりまして、この議論に参加したひとりですから、こういう方向性が良いのではないかと考えております。ただ、もし可能であれば、ケースによっても違うと思いますが、評価についてのこれまでとこれからの部分で、これからの案の中では再発防止に必要な手立てを事務局で検討し、案を出していただくということですが、例えばAパターンとBパターンというように2つくらい考えられるのであれば、ご提示いただいたほうが議論の取っ掛かりとしては検討しやすいと思います。そういうことが難しいケースもあるとは思いますが。

【石黒会長】

この再発防止に関する手立ての検討の中で、可能であれば複数の案やあるいは採用しなかった案も併せてという形ですね。それはそうしたほうがよろしいですね。検討した経過も含めた説明をいただくと。ほかにご意見、ご質問はありませんか。

【長委員】

2番目の市民参加制度の改善に関する事項の でアンケートを取るという話がありますが、今回の資料を見せていただきましたら、石狩市職員に対するアンケートの結果が70%台の回答率だったということが載っておりますが、ほかの町村でこのようなアンケートをされた場合はどの程度の回答率になっているのかが分かりましたら紹介して欲しいのですが。

【事務局：佐々木部長】

ほかのまちでこのようなアンケートを取っているかということは把握しておりませんので、回収率がどの程度になるのかはわからないところです。このアンケートをやる中で市役所の中では、職務命令として出させたら100%になるのではないかという議論もありましたが、回収率も職員の意識を量るバロメーターになるだろうということもありまして、強制的に出させるということはしていません。そういうことも含めてアンケートの結果を評価いただければと考えております。

【石黒会長】

長委員はこの回答率は低いのではないかというご感想を持たれたのですか。

【長委員】

自分の仕事でやっていて、石狩市は市民との協働という中で進んでいて、それで市民参加というこのような大きな課題に対してアンケートをしたときに、回答率が7割台というのは低いのではないかと思います。民間のことしかわかりませんし、民間であればもう少し数字が上がると思いましたので、どの程度の理解度と関心度をお持ちなのかが分からなかったので確認させていただきました。

【石黒会長】

第2次のときも同じ問題がありましたね。

【事務局：佐々木部長】

このアンケートは継続してきております。

【石黒会長】

少しずつあがってきたように思いますが。

【事務局：佐々木部長】

最初にやったときが30数パーセント、去年が66%で3人に2人、今回が4人に3人となり、回収率は上がってきています。

【石黒会長】

庁内でいろいろなアンケートがあると思いますが、種類ややり方、強制的に近いような形にするのでは大分変わってくるということですね。評価の違いはありますが、70%台ですからずいぶん高くなったと私は思ったのですが。

【丹羽委員】

このアンケートは職員にはメールで送られてきます。しかも膨大な量のメールが来ますから気が付かないこともあって、職務命令にしないと職員がなかなか答えられないということがあります。最初の頃は回答率は低かったのですが、研修会なども行なわれたことで職員の意識は高まってきたのではないかと思います。

【大森委員】

2の市民参加制度の改善に関する事項の については、ぜひやって欲しいと思います。これは1と関連しているのですが、私は初めてですので、前のような議論なしで再発防止に必要な手立てまで検討し、その内容の妥当性を確認するということですので、実際に検証するということがなくなると思います。その場合に1・2例でよいですから、実感として結びつきを深めていきたいと思いますので、ぜひこれはやって欲しいと思います。

【石黒会長】

できるだけ具体的な事例を取り上げてということですね。もちろん事例的なものを考えずに検討することはありませんが、どの程度具体的なものに入り込むのか、確かにイメージできないところはありますね。これは進めていく中でみなさんからご質問やご意見が出てくると思いますので、できるだけ具体的な事例を取り上げながら検討していきたいと思います。

【羽田委員】

2の市民参加制度の改善に関する事項の中で、このアンケートの中身を読むといろいろな問題点を含んでいて、審議の対象になると思っています。第2次の審議会で話したときは実体験のある話を持てるかどうかで議論が広がったということが今回の成果の中にも出ていますと思いますが、私たち審議委員のほかにも審議会に直接的に出ている人の意見というのが、制度がどのようにうまく使われているのか、実態に合っているのかという声をきちんととらえられると思いますので、ほかの審議会の人たちにもわかってもらい、常に意見を出してもらおうようなことを、1回目の答申のときには必ずアン

ケートを出すようなことをやって、こちらに制度的に何か問題があるようなことがあれば、それが事例になってくると思います。経験に基づくことが一番分かりやすいですから、その辺を重視してもらいたいと思います。この第3次の中でやっていきたいと思います。

【角田副会長】

2点ほど確認したいことがあります。アンケートについてですが、これは市職員と市民参加手続に参加されている方に対するアンケートですね。昨年、石狩市に合併した厚田、浜益からはこの参加者がどれくらいいるのか、地域的なバランスが取れているのかということを確認したいのが1点。市民参加手続に参加されている方についてはいろいろ出てくると思いますが、問題は参加されない方を無視してよいのかということです。非参加者にアンケートをしたら参加者に対するアンケートとは視点が違ってくると思いますが、例えばどうして意見を出さないのかなどいろいろな聞き方があると思いますが、意見を持っていて参加しない市民をどう扱ったらよいのかということで、参加されない方の意見や考え方を何らかの形でつかむ必要があるのではないかと思いますので、その辺をどう考えるのかを確認します。

【事務局：佐々木部長】

まず、厚田、浜益との地域バランスですが、これまでパブリックコメントに意見をお寄せいただいた方ですと、おそらく厚田、浜益の方は極めて少ないと想定されます。ただ、審議会の委員であれば両地区からもかなり出てきていただいていると把握しております。それから、意見を持っていただけてもご意見をお寄せいただけなかった方をどうやって見つけるかというのは非常に難しい話ですが。

【角田副会長】

できるだけたくさんの市民の意見をくみ上げるべきだと思いますが、であれば具体的にどうしたらよいのかというのは難しいですね。参加者が特定の人に偏りがちだということがありましたので、できるだけたくさんの方から意見をもらうためには何らかのことを考えるべきだと思います。

【事務局：佐々木部長】

わかりました。その手法は検討してみたいと思います。

【角田副会長】

参加者以外は不参加者ですから、ランダムにアンケートを出すとか。

【石黒会長】

市職員に加え市民参加手続参加者にアンケートを行なうというのは、その方たちには確実にアンケート用紙を渡してお願いするという趣旨で、それ以外の人は入れないという趣旨ですか。例えば広報に載せるとか、パブリックコメントのような形でこのようなアンケートをやっていますから意見のある人は出してくださいというような工夫をしないと、今ご指摘があったように今まで参加していない人はこういう点が問題だから参加できなかった、これを改善してもらわなければ困っている人の意見が出てこないということになりますね。一番改善しなければいけない部分ができないということになってしまうと困りますので、何か聞き方の工夫をしたほうがよいのではないのでしょうか。

【事務局：佐々木部長】

広報にアンケートをやっていますと載せたとしても、これまでの経験で言うと返ってこないと思われれます。やるとしたら何らかの形でものをお渡しして、それでお答えいただくという手法を考えなければならないと思います。

【角田副会長】

そういう条例があることを知らないかもしれませんよね。

【事務局：佐々木部長】

そういったこともあると思います。ですから、やり方については今後検討させていただきたいと思います。この第3次の間にやるとすれば2年間ありますから事務局としても対応の方法を考える時間的余裕もあると思います。

【石黒会長】

事務局のほうでも工夫していただくとともに、われわれもよりよい方法があれば出して行って、できるだけ広く意見を持っている市民の方の意見が反映されるように工夫していきたいと思います。

【越智委員】

町内会関係の活動の立場から申し上げますと、例えば、これを例にあげて申し訳ありませんが、この市民会議メンバー募集の用紙は見ないですね。興味のある人しか見ません。回覧板が1日に3軒くらい回っていきます。でもごみ有料化となれば真剣になります。やはり興味の付け所が違うのと、市民参加制度と言われても理解できないのだと思います。広報にいろいろ載っていますしそれはその程度でよいのかなど。それ以外はひとつの団体や組織の方たちに幅広く意見を聞いて、そこから増やしていくというのが一番よいと思います。一般の人はなかなか理解できないので読むチラシではなく、ぱっと一目見て分かるチラシのほうが比較的見てくれます。

【羽田委員】

越智委員のおっしゃることは本当によくわかります。意見を言わない人に意見を出しなさいというのは難しいことですから、意見を言う人がまず大事ではないかと思います。言えるようにさせるということはしていかなければならないと思いますが、言ったことに対してどうなのかをこの市民参加制度調査審議会で議論していくべきだと思います。ですから、言わない人は全く無視するということはしませんし、むしろ大事にしていかなければならない存在ですが、言ったことに対してどうするかをきっちり議論することが第1歩だと思いますが、いかがでしょうか。

【石黒会長】

それはそのとおりですね。市職員と参加されている人に直接いくというのが最初で、ただそこに入っていない人でも意見を持っているかもしれないので、そこからの意見をどのように吸い上げるかはやはり少し工夫をしたほうがよいのではないかとということでもよろしいでしょうか。

【松尾委員】

私はほかの審議会にも加えていただいています。その審議会でも検討している案件について、市民の声をパブリックコメントや説明会でいろいろいただいて、原案から見ても非常に良くなったと思いました。今回の資料は悪かった事例のダメ出しなので、ダメ出しばかりではなくて、成功例の検討やこうやったらよりよくなったという事例も出してもらったらどうかと思います。

【石黒会長】

確かにそうですね。成功例を取り上げてそこで良かった部分をほかのところでも取り入れていくという検討も大事かもしれないですね。貴重なご指摘ありがとうございます。

【越智委員】

前回は申し上げましたが、1のこれからにありませぬ再発防止に必要な手立てまで検討するとありますが、これには罰則などは何もありませんね。再発しないようにするためにはどのようなものを考えているのか。もうやりませぬと言って謝ればそれでよいのでしょうか。同じことを2度やったときは責任を取って左遷するというようなことをやらなければだめです。職員の評価制度はスタートしましたか。

【事務局：佐々木部長】

今、検討中です。

【越智委員】

そういうものに反映させるというようなことをしないと、きちんとしていないと思いますね。

【石黒会長】

そういうことも含めて、全体的なものを考えて、これは採用できるのではないかという案を提示していくところまで考えておられるということですね。

【事務局：佐々木部長】

評価制度は今検討している最中ですから、それに盛り込めるかどうかは今の段階では何も言えませんが、少なくとも私たちの段階で考えたいと思っているのは、システム的に漏れがあって結果としてうまくいっていないところがあるように見受けられますので、まずは役所の中のシステムのほうを改善するような方向で考えていきたいと思っております。

【石黒会長】

事務局でそこまで検討して出していただきますが、それをさらに審議会の中で検討するわけですから、途中の段階でこういうことを考えなければだめではないかということもここで出してもらえば、それもあわせて検討して案を作ってくださいということですね。

【長委員】

私は農家なので平成17年度の提言について気になったものがありまして、21ページですが、この中に農水産課に出されたチンゲン菜とほうれん草の二毛作はどうでしょうかという話がありますが、難しいものであるということであっさりと回答されていますが、先ほどの市民参加を促すあるいはパブリックコメントをたくさん出していただくためには、こういう提言があったときにその提言を活かせなくても、例えば石狩市でも家庭菜園などを盛んにやっつけらっしゃると思いますので、広報などにこのような提案がありましたと紹介されたら、自分の意見を聴いてくれたという気持ちになってまた意見が出しやすくなると思います。先ほど佐々木部長が提言を切り捨てるようなことはないとおっしゃっていましたので安心していましたが、このように市民と行政との信頼関係というか協働ですから敵対するものではないということをつとつ構築していけば、市民参加や協働ということがもっとスムーズにいくのではないかと思います。

【石黒会長】

第2次のときに、パブリックコメントに出された意見に対する回答の仕方があまりにも紋切型というか木で鼻を括っているような回答だったので、せっかく出してくださった方の意見ですから、もう少し丁寧に扱えないのかということがありましたね。そういった点も従来やってきましたし、今期も同じような問題があればご指摘いただければ改善点として指摘していくことになります。

【松尾委員】

市民参加の枠を超えてしまうことかもしれませんが、この回答はこういったことに対して市のほうで言う権限もないし、予算も付けられないので難しいという内容に思いますが、私は素人なのでこの提言自体が妥当なことを言っているのかわかりませんが、これが良い意見であって、ただこのような事情があるので行政のほうでは対応が難しいということであれば、例えばJAさんに話だけでもしてみるとか予算は付けないけれどもPRだけはしてみるとか、やり方はいろいろあるのではないかと思います。ここの審議会で話す内容ではないかと思いますが、せっかく出てきた意見なので前向きに検討していただければと思いました。

【丹羽委員】

市民の声を聴く課長の丹羽です。21ページの資料が間違っています、農水産課の回答は自ら判断選択すべきものと思うところで終わっています。そして、現状ではというところからの4行は、石狩川本流に水車を設置すべきだというところの回答になっています。

【事務局：佐々木部長】

21ページの資料5の右側の回答の欄の一番上の欄の9行目、現状ではからが次の内容の回答になります。申し訳ございませんでした。

【大森委員】

今の農水産課のチンゲン菜とほうれん草の話ですが、こういうごくごく庶民的な話題は、審議会でこのような話があったことをホームページで載せると、家庭菜園でやってみようと思う人もいるかもしれません。ですから農家の方だけではなくて広く市民に審議会の内容を伝えるというPRもこめて広報されたいかがでしょうかということと、もうひとつ文言にこだわっているのですが、1のこれまでのところでは確認と再発防止に必要な手立てを検討するとありますが、先ほど会長さんがおっしゃっていたので大丈夫だとは思いますが、これからのところでは内容の妥当性を確認するとなっていますが、当然確認する前に協議もするということですね。

【石黒会長】

確認するというのは、もちろん議論したうえで、これで良いのかを確認するということです。

すみません。私の進行が良くなかったのですが、今の21ページの議論は今年度の資料説明の後で出していただくということで、今はこの第3次の審議会の審議方法についてにしたいと思います。このような進め方でよろしいでしょうか。

= 「はい。」の声 =

【石黒会長】

ありがとうございました。これから具体的に進めていく中でみなさんイメージするところがずれたりすることもありますので、やりながら作っていくということにして、大まかにはこのようは方向でやっていくことにしたいと思います。時間がありませんので進めさせていただきます。平成17年度の市民参加手続の実施状況について事務局から説明をお願いします。

【事務局：石澤主査】

それでは、事前に郵送しております資料に基づきまして資料の1から5までについてご説明いたします。資料1は平成17年度の市民参加手続の実施状況をまとめたものです。2ページにそれぞれの市民参加手続について17年度と16年度の手続件数と参加者数をまとめております。

17年度は34件の行政活動について39の手続きを行い、参加者は1,893名でした。昨年度に比べて手続件数で47%、参加者数で72%の減となっていますが、これは、手続でいうと計画の策定や条例の制定が17年度は少なかったということです。また、参加者数については、平成16年度では3市村合併に関するアンケート調査を約5,800人に対して行っており、その分で参加者が多かったというものです。なお、第4期石狩市総合計画の基本構想のパブリックコメントにつきましては、提出締切りが平成18年の4月17日であったため、平成17年度の手続からは除外しております。

次に3ページから6ページまでですが、資料2として平成17年度審議会等の会議予定の公表、会議録作成及び傍聴状況についてまとめております。6ページをご覧ください。46の審議会で延べ87回開催しております。うち、77回が公開されております。ホームページあいボードで会議を公表するときの平均日数は、共に約10日となっております。また、議事録の作成は平均で23日となっております。

す。傍聴者数は多いもので6名、少ないものはゼロで、平均1.61人となっています。資料の中で網掛けをしてあるものは、公表時期が短かったもの、あるいは議事録の作成に時間を要したものです。公表時期が短いものは2つの審議会で、議事録の作成に時間を要した審議会は12ありました。16年度は44の審議会について延べ93回開催しておりまして、そのうち、公表遅れが9回、会議録作成に概ね1ヶ月以上かかったものは37件でした。また、会議録の作成に時間を要したものについては17年度では最長で78日、平成16年度は256日でした。公表事務の一元化などによって、昨年度よりも件数や日数で大きく改善されておりますが、まだ完全ではありませんので、これらの原因及び再発防止策につきましては、後ほど資料4でご説明いたします。なお、公表のところで5ページの42番、3月1日に開催された第4回の市民図書館協議会ですが、これは、当初3回で予定していたところ、審議が終了しなかったために、継続審議となり、急遽会議を追加して開催することとなったものです。これにつきましては、条例第14条第2項ただし書きの「緊急に会議を開催する必要があるとき」に該当する案件と判断したことによりまして公表は後になっております。

次に資料3平成17年度パブリックコメント手続の実施状況について、7ページから17ページにまとめております。17年度は10のテーマについて17名から89件の意見をいただいております。なお、5つのテーマについては意見の提出がありませんでした。平成16年度は16テーマについて22名から80件の意見提出となっております。意見提出の多かったものでは、「平成17年度事業評価の作業中間報告」の33件、「集中改革プランの策定」の11件、「いしかり男女共同参画プランの改訂」の40件でした。それぞれの意見とそれに対する回答は資料をご覧ください。

次に資料の4平成17年度問題事例所管ヒアリング調書についてです。問題事案は3件ありまして、まず1点目は生活環境部市民生活課が所管の石狩市市民憲章検討会の設置と公募委員の募集に係る市民参加手続についてです。経緯としましては、この検討会は合併後の新しい石狩市の理念やシンボルなどを検討するために設置されたものですが、検討についてはワークショップのようなグループでの討議をするということで、所管課では審議会等には該当しないものと判断したものです。また、これによりまして公募委員の募集を市民参加手続によらずに行ったというものです。今回問題となった原因としては、審議会とワークショップの区分に若干不明確な点があったと考えられまして、所管課において誤った判断をしたもので、その結果公募委員の募集や会議の公表などで定められた方法での手続が行われなかったものです。再発防止策としては、参考資料として配布しております審議会等ガイドラインを作成し、関係機関との連絡調整会議及び審議会等並びにワークショップ等の3つの類型に区分し、それぞれの会議の役割、委員の任命や報酬などによって判断できるようにしました。また、ガイドラインの作成にあたっては、それぞれの審議会等を所掌する担当課の意見は聞いておりますが、さらに職員への周知にも努めてまいりたいと思います。

2点目は審議会の会議予定の公表遅れについてです。先ほどの資料2のところで、4ページの左欄22番の地域包括支援センターと23番の地域密着型サービス運営委員会におきまして、公表期間が会議開催日の前3日程度と短いものでした。このようになった原因としては、平成17年10月以降、公表事務につきましては市民参加担当において一元的に行うようになっていたにも関わらず、そのことを所管課が認識しておらず、その結果、市民参加担当への情報提供が遅れたということです。現在は、庁内メールでの周知の効果もあって情報の遅れは少なくなっていますが、今後は更に周知の徹底を図り、情報の遅れをなくしていきます。

3点目は議事録の公表の遅れについてです。これも資料2に記載されておりますが、8つの審議会でも12の公表遅れがあったもので、この中には当審議会での議事録作成も含まれておりまして、大変反省

をしているところでございます。この原因として3つが挙げられます。ひとつ目は会議の開催時期が四半期や年末などの節目の時期や人事異動の時期などと重なり、一時的に業務が多忙となったり職員の不足や担当者が変わったことによる業務への不慣れなどによって作成が遅れたもの。2つ目は、審議時間が最大で5時間となったものなど、審議時間の延長により、議事録の作成に時間を要したもの。3つ目は議事録の確認や確定の際に、委員との連絡調整に時間を要したため、確定が遅れたというものです。対応策としては、先ほどの審議会等ガイドラインの中で、議事録の作成方法や確認方法、確定方法などのルールをそれぞれの審議会で原則として次回開催時に決めておき、あわせて、市民参加担当に対して報告をすることとしております。これにより、それぞれの審議会が、ルールに則り、適切に議事録を作成するよう指導をしていきます。

次に資料の5平成17年度市民の声を聴く課に寄せられた「提言」についてです。この部分で訂正についてお話ししようと思っておりましたが、先ほど丹羽委員のほうから訂正のほうをご指摘いただきました。今、差し替えの文書をお渡ししますが、一番上の農水産課の二つ目の提言に対する回答のところを下から4行目「現状では北海道・石狩市も」から「現段階では非常に難しいものとする」と考える」までの部分が、その下、土地河川担当への一つ目の提言で「石狩川本流に水車を設置し」というところの回答になりますので、訂正をお願いいたします。市に寄せられた提言は、平成17年度は5名から8件いただいております。文書での提出が6件、メールと電話がそれぞれ1件となっています。16年度は、9名から10件の提言がありました。内容としては雪に関するものが5件入ってございました。今年度は雪に関するものはありませんでした。以上が17年度の市民参加手続きの状況です。雑ぱくでありましたが私の説明は以上です。

【事務局：佐々木部長】

22ページ目以降をご覧いただきたいのですが、資料6です。職員アンケートについて概略をご説明いたします。まず全体的な回収率ですが、先ほども申し上げましたように、前年度が66.7%、今年度が75.3%ということで少しずつではありますが、回収率は上がってきております。続いて問3で回答者のうち平成17年度に市民参加手続きに関わったものがどれだけあったかですが、結果としては24%で4人に1人が手続きに関わったこととなります。前年は60%くらい関わったものがありましたので、今回は手続きの件数が16年度よりも少なくなったことと手続きに関わっていないものの回答が増えたということがあったかと思えます。回答率が上がっていることはその辺も影響しているのではないかと考えております。また、市民参加手続きに関わったもののうち、どの種類に関わったかということについては審議会が約80%、パブリックコメントが約40%という状況になっておりまして、このふたつが関わり方の多い手法だということがわかるかと思えます。問5では実際に市民参加手続きに関わってみて、どのようなプラス効果があったかという設問ですが、一番多かったのが十分な情報提供、情報共有ができたでした。この回答は例年一番多い回答となっております。2番目はの議会や市民等への説明が容易になるで、その次がの業務を計画的に進められたです。これは市民参加手続きをすることになると一定期間の手続きをするための時間を確保しなければなりませんので事前にスケジュールをきちんと立てておかないとうまくいかないということの裏返しになっているかと思えます。4番目に多かったのが市民の考えを知ることができた、5番目がのよりよい政策決定、の決定に対するお墨付きが得られたとなっております。ただこの中で注目しなければならないのがのプラス効果が特になかったという回答が、前年度の2.5%から10.4%にかなり増えています。この原因として考えられることが問6の手続きをしたときのプラス効果とこの手続きに要した時間や手間や費用が、単純に感覚的にどうだったかを聞いているものですが、これによると効果

がコストを上回るという回答が前年度の17%から今回は7%と非常に落ち込んでいます。逆に効果はコストを下回る、あるいはわからないという回答が増えていることがわかると思います。これはこの後の自由回答にも出てきますが、おそらくパブリックコメントをやった場合にも、かなり手間や時間がかかりますが、その割になかなか意見が出てこないということを踏まえての回答ではないかと思われます。プラス効果がないというのも、手続きをやっても意見がほとんど来なかったということが影響しているのではないかと事務局のほうでは推測しています。また問7で市民参加手続きに関する情報の窓口を一元化したことによってどうであったかということですが、良くなったという回答が約6割ということで、こちら側がねらった効果はある程度出ているのかと考えています。24ページ以降ですが、現行の制度で見直しが必要だと思う点、不足な点、過剰な点、その他何かあれば書いてくださいという設問です。ここでは原文のまま特に分類もしないで並べておりますので、少し見にくいのですが、すべてではありませんがジャンル別に分類してみたところ、市民参加手続きをどういつきに行なうか、その手続きを行なう範囲についての意見が21件、これが一番多かったと思います。その21件の内容ですが、10件は手続きをやる範囲を縮小しても良いのではないかという意見です。例えば軽微な計画の変更や市民の関心が低い案件、これまでパブリックコメントをやっても意見が出てこなかったような案件、これらについて本当にやる必要があるのかという意見が見られました。逆に手続きを行なう範囲を拡大した方が良いという意見は9件ありまして、具体的な例で言うと、公共施設を新たに作ったり、財産の買い取りをしたり、一定額以上の補助金を出すというようなことについて、この条例の中では義務づけしてはませんが、そういった場合にも市民参加手続きをしたほうが良いのではないかという意見が出てきております。また、21件のうち2件は今実際に手続きをやっているテーマと市民の関心があるテーマがずれているのではないかということで、具体的な事例は出てきていませんが、ギャップの存在を指摘した意見もありました。それに続いて多かったのがパブリックコメントなどへの意見の提出状況についての指摘で、これが16件ありました。意見の内容としては意見の提出が少ない、出てこないということ、そして今のパブリックコメントや市民参加は特定の人意見しか聞けていないのではないかという意見がありました。意見が少ないことを踏まえて、もっと意見を出してもらうためには周知の方法を考えるべきではないか、あるいは意見を求めるテーマ、例えば新しい計画を作るので意見をくださいというのではなくて、新しい計画のこの部分についてはどうでしょうかという聞き方をするのはどうだろうかというアイデアなども含めて16件出てきています。そのほか職員に対する研修をもっとやって欲しいというものが19件、手続きが必要であるかどうかを判断するために事例集のようなものが欲しいというのが6件と、この辺りが比較的多く見られた意見でした。私からの説明は以上です。

【石黒会長】

今、説明していただいた資料について、かなりの資料ですから全部を読めていない方もいらっしゃると思いますが、今日で質問は打ち切りというわけではありませんので、今回質問できなくても次回に質問することもできますから、まずは資料1について何かご質問がありますか。

今は無いようですのでとりあえず資料2に進んでいきます。資料2についてご質問、ご意見はありませんか。

【羽田委員】

2つほどお聞きします。42の市民図書館協議会の第4回が3月1日に開催して、ホームページの掲載が3月3日となっていて、これは緊急性があったからということですが、それはホームページを掲載する側の原部と図書館との整合性が取れなかったからでしょうか。私、図書館協議会の委員を

やっていたものですから、2月23日の時点で次を開催すると、正式な協議会になるかということに日にちを要したと思いますが、その辺の食い違いが終わった後にホームページに掲載したという状況になったのかということ。そしてもうひとつが40の公民館運営審議会ですが、たまたまホームページで見えていますと平成17年度は1回で、その前の年度までは3回ずつ開かれています。前年度とどう違うかはあまり参考にならないのかもしれませんが公民館運営審議会はいろいろな議案が入っていたのに1回で諮問、答申を出していると、どうして平成17年度は1回で、それまでは3回なのか、市のホームページでは前年度のいつ開かれて議事録はここにありますがということが載っていますので、この資料は平成17年度に1回となっていますが、どうして1回だったのかが見えてこないというように思いました。

【石黒会長】

まず、1点目については把握されていますか。

【事務局：石澤主査】

1点目の図書館協議会のほうについて、私のほうからお答えします。図書館協議会については当初3回の予定でしたが3回で結審しなかったので1回増えております。当初は3回分しか予算を見ていなかったということもありまして、任意の審議会という形でやるかどうかということがありましたので、その辺の整理がつくのが遅れ、こちらの担当への報告が遅れたと聞いております。

【石黒会長】

担当からの報告が遅れたので、ホームページの掲載が遅れたということですね。

【羽田委員】

そこだけ言わせていただきたいのですが、任意の審議会という議論はしませんでした。実際には任意ではなく継続審議をしようという話をしていたわけで、3回目の続きを日付を変えてやろうかと諮ったのです。それで今回は緊急性があるので改めて第4回目となったと私は委員として聞いています。ですから、現場にいた人間にはかわからないこともあると思いますので、このように書かれると何か変だという感じがします。ホームページには終了しましたということで載せたのだと思いますが、そういう議論はしなかったということを市民参加担当とどのような連絡が取れているのかと思います。

【石黒会長】

今、任意のということでしたが、そういうことがあるのですか。

【羽田委員】

任意の審議会ということはありません。

【事務局：石澤主査】

任意という意味は正式に報酬を支払う審議会ではなくて、委員のみなさんが了解していただければ時間を作って継続して議論をするということです。任意という言葉を使ってしまいましたけれども、そういう意味でございます。ただ、最終的には予算をつけた形で開催しておりまして、そうすると市民参加手続きの対象となりますので、後からになりましたが開催しましたという形でホームページには公開しております。

【羽田委員】

このような審議会で任意というのはあり得ないという議論をしました。そのような議論をしていて担当課のほうで任意という言葉はなじまないと思います。それをどうするかという議論をしたのですから、当然日にちが変わってもその日の続きだという押さえをして始めたのです。ですから第4回目が正式に決まった時点で第4回としての公式な審議会になったと思っています。任意という議論

は全くありませんから、そういう押さえをきちんと原部の中でしていかないと、今広報等にも出ていますが選書の市民参加は審議会の中で諮問もないのに答申が出された新たな取り組みですので4回もかかったということがあります、そういう意味では4回の中で重いことを出したと思っています。それから任意ということは委員の中では決してありませんでした。そのことだけはこの中で言っておきます。

【石黒会長】

今、ここでそれを言ってもこれ以上進みませんので、確認をしていただいて次回報告をしていただくことにして、次に第2点目ですが、この資料の作り方にもう少し工夫したり親切な資料にする必要があるのではないかという主旨でよろしいですか。

【羽田委員】

公民館のほうは1回になっていますが、その前までは3回ずつだったので、これは条例で定められたもので決められた流れの中でやっているものですから、だいたい2～3回はやるのが普通で、それが突然1回というのがよくわかりません。資料として前回との整合性をどうとるのかと思います。

【事務局：佐々木部長】

これについては私どもも詳しい内情は正直なところ把握しておりませんので、次回までに調べて報告させていただきます。ただ前年度までは3回ずつ開催していますが、比較的報告事項が多かったのですが、平成17年度につきましては条例の改正についての諮問、答申をしているようで報告事項があまり出てきていませんので、ですから審議会に出す案件の見直しをしたということがあるのかもしれない。いずれにしても、その辺りはきちんと調べた上で次回の審議会でご報告いたします。

【石黒会長】

それよろしいですか。では、ほかにこの資料2で何かございますか。

【椿委員】

確認をさせていただきます。今の羽田委員の発言に関連しておりますが、緊急やむを得ない場合には期日から遅れて掲載しても差し支えないという見解があるのでしょうか。条例のどの部分を使ってそのように考えたらよいのでしょうか。

【事務局：石澤主査】

条例第14条第2項に市の機関は審議会等の会議の予定を公表するものとする。ただし、会議を公開しないとき及び緊急に会議を開催する必要があるときはこの限りではないという条項がありまして、このただし書きの部分を採用したことになります。

【椿委員】

会議が終わってからの結果の公表ですね。結果の公表を3日後にされたということですか。

【事務局：石澤主査】

開催しましたということでホームページには公表しております。

【椿委員】

わかりました。

【石黒会長】

ほかには何かございますか。とりあえず一通りいって、またあれば途中で出していただくことにします。資料3のほうではご意見、ご質問はありますか。では、資料4のところではいかがでしょうか。

【長委員】

資料4で石狩市民憲章等検討会という中で、個人的に興味がありまして質問しますので、この会議

の中で質問することとは趣旨がそぐわないかもしれませんが、4月から開催されて今はもうすでに会議が終了していますが、この結果というのはどうなっているのでしょうか。この場では聞けないことですか。

【事務局：佐々木部長】

この検討会の中で市民憲章と石狩市の花、木、鳥の原案を作りまして、6月30日までパブリックコメント手続を行なっているところです。最終的にはいただいた意見を踏まえて決定した上で、7月15日に市制施行10周年の記念式典がありますが、その場で発表する運びと聞いております。

【長委員】

合併しましたので、石狩市の制度や条例がそのまま活かされて、厚田や浜益にあった条例のほとんどが活かされていないという状況でしたので、この部分に石狩市のものがそのままだと思っておりました。私自身の勉強不足もありますが、私の住んでいる厚田の中ではこのことが話題になっていなかったものですからお尋ねをしました。

【羽田委員】

要するにワークショップのようなグループ討議を併用するため、審議会に該当しないものと判断したとありますが、こういう手合いのものがワークショップとか審議会になじむのかと考えます。花や木や鳥というのは地域にたくさん知っている人がいて、ワークショップや審議会で集まって話すよりは、むしろ公募というか簡単に市民参加できる方法があったのではないかと思います。こういうときが厚田、浜益の方も大いに参加できるチャンスだったのではないかと思います。このやり方がすべて市民参加と言えるのかどうか疑問に感じます。

【事務局：佐々木部長】

これは推測ではありますが、羽田委員がおっしゃるようなやり方で決めるという方法もあると思います。ただ、何がよいですかと聞いて、ナナカマドがいいとかハマナスがいいという意見をいただくというイメージですよ。それですと多数決で決めましたということであればよいと思いますが、どういう理由で決めたのですかと聞かれたときに説明するのがなかなか難しくなるということがあると思います。今パブリックコメントをやっていますが、なぜこの木にしたのか、なぜこの鳥にしたのかというのをがっちり説明しておりまして、そういうものがあるから納得していただける部分があるのだと思います。そういう根拠や考え方を出すとすれば、ある程度限定されたメンバーの中で検討するという手法がよいと判断したのだと思います。

【石黒会長】

市民憲章等検討会で検討したことが果たして最適だったのか、あるいは違う手続を使ったほうが適切だったのではないかと羽田委員のご意見ですね。個別の問題ということもありますが、市民参加制度として、パブリックコメントや審議会という代表的な制度がありますが、もう少し工夫が必要なのではないかとか、制度改善の問題にもつながって来うと思います。今後の改善を考える中でひとつのテーマとして市民参加の新たな手法を組み込むべきではないかということで、具体的な事例としてこの事例ではこの問題についてこういうやり方をしたけれども、さらにこういう手法をとる必要があったのではないかという形で、必要があれば検討していくとしたらどうかと思いますが、今の時点で羽田委員にもう少し意見があればお聞きします。

【羽田委員】

個人で出してもそれなりの論拠を出してくると思います。決してただハマナスが好きだからということではなくて、もっと理屈があって、その理屈を書きなさいと言えば書いてくると思います。そう

というのは専門の委員でなければできないかということではなくて、むしろそういうものにこそ市民の多様な感性みたいなものを捉えるチャンスだったのではないかと思います。私は木や鳥の名前だけではなくて、それなりの論拠も出せと言われれば出せたのかなと思います。市の条例を作るとかそういうことで意見をくださいというよりは、自分の主観で答えられるようなものというのは市民としてはやりやすいのではないかと判断したのです。ですから市民ならではの感性と発想というのが、市民参加の一步ではないかと思ったのです。この案がだめだと言っているわけではないですよ。

【事務局：佐々木部長】

そういうこともあって、この検討会で案を作ってパブリックコメントにかけているのだと思います。羽田委員は最初からやったほうがよいということだと思いますけれども。

【松尾委員】

同じ箇所ですが、今のことについては個人的には羽田委員の意見に賛成です。もうひとつ別の観点ですが、この問題事例が発生したということは担当課のほうでこれは審議会ではなくて、ワークショップなので市民参加手順マニュアルに定める手順を踏まなくてもよいという判断のもとにやられたということによろしいですか。審議会は案みたいなものが出てきてそれに対して意見を述べてそこから発展させるというもので、ワークショップはフリーに討論するというイメージがあります。もし仮にそうであれば、ワークショップであればなおさらもっと早くに募集するなりしていかないと逆に間に合わないと思います。

【事務局：佐々木部長】

まさに松尾委員がおっしゃったような観点で、審議会はたたき台をもとに検討する場であって、ワークショップはゼロから検討するという思い込みが担当課のほうであったわけです。市民の声を活かす条例の中でその運営ルールを決めているというのは、審議会はある一定のメンバーの中で話し合われるので、開かれた議論になりにくいと。普通の市民から見ると自分たちの知らないところで勝手に話して決めているという捉えられ方をされる場合があるので、開かれた会議にするために審議会のルールを決めているわけです。ですからたたき台をもとに話すとかゼロから話すということではなくて、メンバーが限定されているかいないかというところで審議会かワークショップかを分けたほうがよいということで、今回ルールを明確化しました。要するにその部分の認識の不統一があって、それが放置された状態であったためにこのような問題が起きたと判断しておりました。

【石黒会長】

担当課では審議会ではないと思ったから市民参加手順のルールに乗らなくてもよいと判断して、きちんと周知したり一定期間前にしたりしなかったということですね。それが問題だったということで取り上げているわけで、ワークショップだったらなおさらそれが必要なのではないかとというのが松尾委員の指摘なのではないでしょうか。

【松尾委員】

今回のことはマニュアルを適切に踏んだ踏まないということよりは、市民参加手順のガイドラインのほうでも検討の早い時期から市民参加手順を行なう場合はワークショップなど協働型の市民参加手順を行なうことを検討するとなっていますので、もう少し早い時期から走り始める傾向にあるのかという気がします。

【事務局：佐々木部長】

そこで言う早い段階というのは、たたき台を作る前の段階ということを言っていますが、この検討会については、ある程度歴史や自然の専門家に入っただいてワークショップ的に進めておりまし

た。検討会は今年の4月から始まりましたが、一般公募委員は昨年の11月に募集したということがありまして、仮にワークショップだったとしてもそれは誰でも来てくださいという観点のワークショップとは違う感じで検討を進めていきましたので、われわれが言うワークショップとは毛色が違っていると考えています。

【石黒会長】

まだいろいろおありかと思いますが、予定された時間を超過しておりますので次回に継続ということにしようかと思いますが、これまで資料番号ごとに確認をしていきましたが残っている資料5からとその前の部分で今日確認しておきたいということがあればそれをお出しただいて、次回以降でもかまわないということであれば次回にお願いしたいのですが。

【長委員】

資料6の問10で上から4行目に匿名の方が多いという意見がありましたが、こういう意見では匿名だったという資料を次回にお出しただけなのであればいただきたいです。

【石黒会長】

それでは次回に継続ということにしますが、次回の前に聞いておきたい部分が出てきた場合には、事務局のほうに問合せいただきたいと思います。また、意見なども出していただいて、それを場合によっては委員に事前に回してもらって、それをそれぞれで考えてこの場で議論するというようにしていきたいと思います。

次回以降の開催の見通しはどうなっていますか。

【事務局：佐々木部長】

当初の考え方では、今日了承をいただきましたアンケートをやって結果をまとめてからと考えておりましたので夏は過ぎると思っていましたが、今日この資料の審議が終わっておりませんので、あまり間を空けるのもどうかと思いますが、逆に委員のみなさんのご意見を伺えればと思います。こちらの資料の審議を優先するので間を空けないで開催ということになると、アンケートの結果はたぶんそのときには集計が終わっていないことも考えられますので、どちらを優先するかということになります。

【石黒会長】

今回の残った分だけをやるということであれば、そんなに時間を取らないで終わってしまいますし、アンケートの結果でまた集まるというのもどうかと思いますが、確かに期間が空くというのもどうかと。アンケートをやってからという想定であれば8月くらいですか。

【事務局：佐々木部長】

お盆過ぎくらいかと思っていましたが。

【石黒会長】

それくらいだと、また間が空きすぎて、この資料のことが薄れてしまいますか。

【越智委員】

2ヶ月くらいはたいしたことありませんよ。

【松尾委員】

次は2ヶ月空けないで開催するとすれば、材料はこれだけですか。

【事務局：佐々木部長】

そうですね。それとあとは今このようなアンケートを出していますという話しになります。職員アンケートのほうはある程度まとまっていますから、先ほど私が説明した中身を意見を出してくれた人

に個別にあたって、もう少し具体的な話の例を出していくことはできると思います。

【松尾委員】

結局、今日残した分と次にいただける分でちょうど良いくらいの分量になるのであれば、先に開催しても良いと思いますが、内容が薄いということであれば次回まで待っても良いかと思いますが。

【羽田委員】

現実には6月議会がありますから、6月はもうできないですね。

【事務局：佐々木部長】

そうですね。開催したとしても6月の終わりのほうになると思います。

【石黒会長】

疑問や問題点がある方は出していただいて、それが結構あるようであればそれだけでも結構時間を取ってしまいますので、アンケートの前に日程を設定するというににして、それほど出ていないようであればアンケートをしたあとで残りの部分をやるということでもよろしいでしょうか。

【大森委員】

アンケートのことで確認してもよろしいでしょうか。問5の から までの回答は各自が文章で回答されたものなのか、それとも選択肢としてあったものなのかを確認したいのですが。

【事務局：佐々木部長】

こちらのほうで選択肢を設定しています。

【大森委員】

そうであれば、 に決定に対するお墨付きが得られたというのがありますが、市民の声を活かす条例の考え方の中に市民の意見を聴いたことを錦の御旗にして市の機関が行なった決定の合意性や正当性を主張するようなことになってはいけないということになっていたので、この部分が引っかかっていたのです。

【事務局：佐々木部長】

この のような考え方は今の条例の考え方には反するものですが、現在の職員の意識をできるだけ正確に把握するためには、条例にあっていない考え方も、もしもそのように思っている職員がいるとすればそれを把握したいということでこのような選択肢を入れています。

【大森委員】

わかりました。ありがとうございました。

【羽田委員】

アンケートのことを聞き始めるといろいろなことを聞きたくなくなってしまうのですが、もしまとめたものを出していただけるのであればそのときに話しても良いと思います。だいたい問6で市民参加手続のプラス効果とコストを比較するようなアンケートをどうして取ったのかというのが私の中では疑問ですし、本当は2ヶ月空けると忘れてしまうというもの事実ですが、ある意味きちんと整理された資料の中で話したほうが、スムーズな審議になると思います。でも、なるべく早めにまとめていただければ2ヶ月空けずにやっていただきたいと思います。

【石黒会長】

みなさんからご意見やご質問がたくさん来た場合はもう少し早い時期に日程を調整して設定していきますが、そうでなければアンケートをやってその検討結果を踏まえた第2回目を開催したいと、それできるだけ早めにといいことにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

【事務局：佐々木部長】

提出して資料で、何かありましたら今週中くらいに電話でもファックスでも何でも構いませんのでご連絡していただいてもよろしいでしょうか。それをお聞きした上で次回をいつにするかということをご連絡を差し上げたいと思います。

【石黒会長】

それではそのような形でお願いしたいと思います。

進行の不便で大幅に時間が超過してしまいまして申し訳ございませんでした。長時間にわたる議論ありがとうございました。これで平成18年度第1回の市民参加制度調査審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

平成18年7月5日議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会

会長 石 黒 匡 人